5　申請の時期

平成28年10月18日から平成28年11月４日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。なお、平成28年11月４日以降当該建設工事に係る開札の時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

6　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（地域維持型建設共同企業体）（様式１）」（以下「申請書」という。）は、当該工事の入札説明書と併せて交付する。入手方法については、当該工事の「入札公告」（平成28年10月18日付け支出負担行為担当官九州地方整備局長）６⑴を参照すること。

⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。提出場所は次のとおりとする。〒812―0013 福岡市博多区博多駅東２―10―７　九州地方整備局総務部契約課調査係　電話092―471―6331（内線2522）

①　「地域維持型建設共同企業体協定書（甲）（別添１）」の写し又は「地域維持型建設共同企業体協定書（乙）（別添２）」の写し

②　下記６⑵①の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該工事の「入札公告」（平成28年10月18日付け支出負担行為担当官九州地方整備局長）に示すところにより交付する入札説明書の別記様式２と同一であるので、それを使用して作成しても差し支えない。）

⑶　申請書の作成に用いる言語

申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

7　地域維持型建設共同企業体としての資格及びその審査

「競争参加者の資格に関する公示」（平成28年３月31日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成28年３月31日付け公示」という。）５（建設工事）の①から⑥までに該当する者を構成員に含む地域維持型建設共同企業体及び次に掲げる条件を満たさない地域維持型建設共同企業体については、地域維持型建設共同企業体としての資格がないと認定する。それ以外の地域維持型建設共同企業体については、平成28年３月31日付け公示６（建設工事）の⑴に掲げる客観的事項（共通事項）の項目及び⑵に掲げる主観的事項（特別事項）の項目について総合点数を付与して地域維持型建設共同企業体としての資格があると認定する。

⑴　地域維持型建設共同企業体の構成

地域維持型建設共同企業体の構成は、次の条件を満たす橋梁上部工と橋梁下部工の施工者２から５社までとし、建設業法（昭和24年法律第100号）の土木工事業の許可を有する者を少なくとも１社含む組合せとする。なお、甲型の地域維持型建設共同企業体（地域維持型建設共同企業体協定書（甲）を使用する地域維持型建設共同企業体をいう。以下同じ。）及び乙型の地域維持型建設共同企業体（地域維持型建設共同企業体協定書（乙）を使用する地域維持型建設共同企業体をいう。以下同じ。）を混在させた組合せは認めない。

①　橋梁上部工事の施工を担当する構成員は、九州地方整備局における「プレストレスト・コンクリート工事」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。橋梁下部工の施工を担当する構成員は、九州地方整備局における「一般土木工事」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）

②　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記①の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

③　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から開札の時までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

④　平成28年熊本地震の復旧に係る工事に限り、一の企業が九州地方整備局管内において結成する地域維持型建設共同企業体は１つの組み合わせによるものとする。ただし、工事種別を異にしているとき等は、この限りではない。

⑤　中小企業等協同組合法による事業協同組合でないこと。

⑵　構成員の技術的要件　地域維持型建設共同企業体の構成員は、平成28年11月４日において次の条件を満たすものとする。

①　平成13年度以降に、元請けとして次に掲げる要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る（地域維持型建設共同企業体は除く。）。）

１．１地域ＪＶの橋梁上部工を施工する者

㋐　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。

㋑　橋梁型式がラーメンまたはアーチ型式のＰＣ橋であること。

㋒　最大支間長が85m以上であること。

㋓　架設工法が固定支保工以外の架設工法であること。

㋐～㋓について同一工事とする。

２．地域ＪＶの橋梁下部工を施工する者（経営事項評価点数が1,200点以上の者）

㋐　基礎形式が深礎杭で杭径が４m以上の施工実績を有すること。

㋑　鉄筋コンクリート構造の橋台又は橋脚で、躯体高さ（フーチング下端から橋脚の天端（上端）までの高さ）30m以上の工事の施工実績を有すること。（歩道橋及びフーチングのみの場合は除く）

㋐～㋑について同一工事とする。

３．地域ＪＶの橋梁下部工を施工する者（経営事項評価点数を求めない者）

㋒　鉄筋コンクリート構造の橋台又は橋脚で、躯体高さ（フーチング下端から橋脚の天端（上端）までの高さ）20m以上の工事の施工実績を有すること。（歩道橋及びフーチングのみの場合は除く）

なお、当該実績が地方整備局の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が65点未満であるもの又は工事成績評定の通知を受けていないものを除く。

②　すべての構成員について、発注工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を有しての営業年数が３年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が３年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

③　甲型の場合、すべての構成員について、発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。ただし、土木工事業の許可を有する構成員で、プレストレスト・コンクリート工事及び一般土木工事の工事種別において構成員の中で最も上位の等級を有する有資格業者が当該許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を専任で配置する場合は、他の構成員の配置する技術者の専任を求めない。乙型の場合、すべての構成員について、発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

④　代表者以外の構成員について、１者以上は発注工事に対応する建設業法の許可業種の許可を受けている本店が熊本県内にあること。